

鹿児島市図書館等雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿児島市立図書館、鹿児島市立天文館図書館（以下「図書館」という。）及び鹿児島市地域公民館図書室（以下「図書室」という。）の雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「雑誌スポンサー制度」とは、広告を表示する者（以下「雑誌スポンサー」という。）が市に提供する雑誌の最新号のカバー、書架等に広告を掲載し、図書館又は図書室利用者の閲覧に供する制度をいう。

2 雑誌スポンサー制度により提供された雑誌の所有権は、市に帰属する。

(雑誌スポンサー及び広告の対象)

第3条 雑誌スポンサーの対象は、企業及び個人の事業者、公共的団体又はこれに類する者その他市長が適当と認める者とし、鹿児島市広告掲載等基準（平成18年9月1日制定。以下「基準」という。）第3条第1項に規定する業種又は事業者該当する者は、雑誌スポンサーになることができない。契約期間中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

2 広告の内容は、鹿児島市広告掲載等指針（平成18年9月1日制定。以下「指針」という。）及び基準による。

(広告の掲出期間)

第4条 広告の掲出期間は、市長が掲出を決定した月の翌月から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに、市長又は雑誌スポンサーいずれかの解除の意思表示がない場合は自動的に更新するものとし、その後も同様とする。

(雑誌スポンサーの募集)

第5条 雑誌スポンサーの募集については、市長が別に定める。

(雑誌スポンサー及び広告内容等の審査)

第6条 雑誌スポンサー及び広告の内容は、鹿児島市教育委員会広告掲載等審査会設置要領（平成19年7月12日制定。以下「要領」という。）に基づき、鹿児島市教育委員会広告掲載等審査会（以下「審査会」という。）で審査するものとする。

2 市長は、前項の審査結果を受けたときは、速やかに申込者に決定通知を行うものとする。

3 要領の規定にかかわらず、審査会は、審査会を開催することができないとき、又はやむをえない理由があるときは、持ち回りによりこれを審議することができる。

4 市長は、雑誌スポンサーに決定した者と契約を締結するものとする。

(掲載広告に関する責任)

第7条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(広告内容の変更)

第8条 雑誌スポンサーは、雑誌の提供期間内に広告の内容を変更することができる。

2 前項の規定による変更の申し出があったときは、当該広告案について審査会に諮らなければならない。

3 市長は、広告の内容に修正又は削除の必要があると認めるときは、雑誌スポンサーに広告の内容等の変更を求めることができる。

(契約の解除)

第9条 市長は、雑誌スポンサーが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、契約を解除する。

(1) 雑誌スポンサーから雑誌の提供終了の意思表示があったとき

(2) 指針第9条に該当するとき

(3) 支払期限までに購入代金の支払がないとき

2 契約を解除した場合、既に支払われた提供雑誌の購入代金は返還しないものとする。

(その他)

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年7月19日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月9日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。